

新図書館に関する図書館協議会としての意見について

市立図書館協議会では、「第 5 回中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会」における検討の状況を踏まえ、図書館長に対して次のとおり意見するとともに、教育長及び同策定委員会(事務局：政策推進課)に対しても意見する。これら意見及び平成 29 年 6 月 1 日付け意見については、新図書館に関わることであるから、最大限に尊重されるべきものである。

1 近隣駐車場の駐車台数に関して

- (1) 市立図書館利用者の駐車状況は、夏休みなどを除く平日でおよそ 70 台、夏休みなどを含む土日・祝日でおよそ 170 台が駐車する実態がある。
- (2) 他市の新図書館を含む複合施設の事例では、図書館だけでも利用者が従前の 2 ～ 3 倍に増大している。
- (3) 中心市街地拠点施設では、新たな利用者の増大も踏まえ、計画段階、あるいは遅くとも事業化段階までには、十分な駐車台数の確保に努力すること。そのうち、利用しやすい身体障害者専用駐車場、おもいやり駐車場(ベビーカー利用者も含む。)の確保にも努力すること。

2 駐車時間に関して

- (1) 市立図書館では、ほぼ 1 日をかけて読書や調べもの、勉強をする利用者が、夏休みなどを除く平日でおよそ 30 人、夏休みなどを含む土日・祝日でおよそ 60 人いる実態がある。
- (2) また、資格試験の勉強をする社会人や大学生も含み、ほぼ 1 日の長時間駐車はおよそ 40 台という実態がある。
- (3) 中心市街地拠点施設では、滞在型利用も踏まえ、現在の利用者層、新たな利用者層のため、計画段階、あるいは遅くとも事業化段階までには、利用時間の全部または長時間の無料駐車に努力すること。

3 駐車場利用者の安全に関して

中心市街地拠点施設は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行される中、車いす使用者やベビーカー利用者なども利用するため、計画段階、あるいは遅くとも事業化段階までには、市営中央駐車場及び計画建物北側に計画の駐車場の施設、またそれら駐車場と中心市街地拠点施設との間の通路は、視聴覚障害への対応、車いす使用者同士がすれ違える通路幅、自動車・自動二輪車・自転車との事故防止、車いす使用者の雨濡れ防止、入庫待ち路上渋滞の解消または軽減、利用しやすい施設構造、防犯対策、エントランスのメイン化などのユニバーサルデザインに努力すること。